

入札監理小委員会の審議結果報告 港湾及び空港における発注者支援業務

国土交通省の港湾及び空港における発注者支援業務等について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

国土交通省、内閣府の港湾及び空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、実施要項案の審議は 9 回目となる。契約は、各地方整備局又は事務所単位で行い、単年又は 2 年間の契約期間である。

2. 前回の実施要項からの修正点

（1）資格要件の緩和

実施要項の改善にあたり、入札参加可能企業等を対象とした資格要件等に関するアンケートを実施し、アンケートの結果等を踏まえ、下記のとおり対応した。

【意見】

- ・「発注補助業務」及び「技術審査補助業務」において、資格要件を満たさない担当技術者の人数の緩和や拡大を要望
- ・業務実績の緩和や拡大を要望

【対応】

- ① 配置予定管理技術者の資格要件の緩和（資料 4－2－1：12/53 頁等）
 - ・「発注補助業務」、「技術審査補助業務」
 - ⇒ 1 つの履行場所において、担当技術者を 2 名及び 3 名配置する場合、1 名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を 4 名以上配置する場合、最大 2 名までは資格要件を満たさなくとも配置可能
- ② 業務実績の緩和（資料 4－2－1：10/53 頁等）
 - ・「発注補助業務」、「技術審査補助業務」、「監督補助業務」、「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」
 - ⇒ 企業及び管理技術者と担当技術者における業務実績要件を、「過去 15 年」から「過去 20 年」に拡大

（2）その他の修正点等

時点修正等を行った。

3. その他

令和２年度の評価において、本事業については、来年度の評価において、事業の総括的な評価を行い、市場化テストの終了の可否も含めた結論を得ることとしている。

4. 実施要項（案）の審議結果について

（１）業務実績の緩和について

業務実績の対象が港湾・空港に関するもののみであるため、国が発注した建設コンサルタント業務について、認めていないが、緩和できないかとの指摘を受けた。

（２）無資格の技術者の配置について

無資格の担当技術者（特に無資格の若手技術者）の配置について、発注補助業務及び技術審査補助業務において、１つの履行場所に担当技術者を複数名配置する場合、１名から２名に増やしているが、更に業種や人数について緩和できないかとの指摘を受けた。

国土交通省からは、港湾空港工事に関する高度な知識と一定の経験を資格として求めることが、工事の品質確保と安全対策上特に重要となり、これまで、そのような観点で競争性と品質確保のバランスをとった要件緩和を進めてきた経緯があり、今回の要件緩和案についても、アンケートやパブコメでいただいた意見を分析し、できる限り反映させ、競争性を確保するものであり、今後も引き続き、要件緩和の結果を観察し、追加の要件緩和の検討をしていく旨の回答があった。

5. パブリックコメントの対応について

令和２年９月２５日から１０月９日までパブリックコメントを実施した結果、１０件の意見があったところ、法令番号の追記等について修正を行った。

以 上